「後期高齢者医療制度」のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

■保険証が新しくなります（水色→黄緑色）

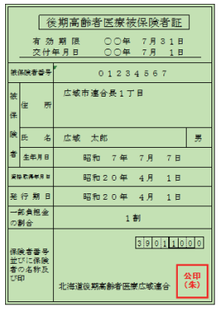

現在ご使用の水色の保険証の有効期限が、令和３年７月 31 日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。

７月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら黄緑色の保険証をご使用ください。

◆新しい保険証の有効期限は、令和４年７月 31 日です。
◆紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、役場国保年金係までお申し出ください。

■減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）、限度証（限度額適用認定証）も新しくなります（黄色→橙色）

現在ご使用の黄色の減額認定証及び限度証の有効期限が、令和３年７月 31 日をもって満了となるため、８月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、７月中に減額認定証及び限度証を交付しますので、８月１日からは橙色の減額認定証及び限度証をご使用ください。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場国保年金係へ申請してください。（有効期間は保険証と同じく１年間です。）

◆減額認定証の交付対象…次の**区分Ⅰ**または**区分Ⅱ**に該当する方

区　分　Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で、区分Ⅰに該当しない方
区　分　Ⅰ	世帯全員が住民税非課税で、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が０円の方 ※公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方 ※給与所得がある場合、その金額から 10 万円を控除
	○老齢福祉年金を受給されている方

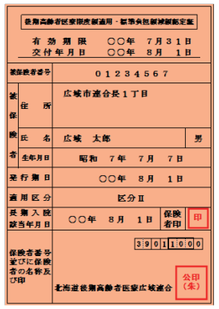

◆限度証の交付対象…次の３区分のうち、**現役並みⅠ**または**現役並みⅡ**に該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が 690 万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が 380 万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない３割負担の方と、同一世帯にいる被保険者の方

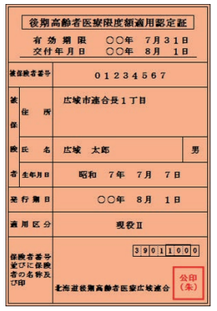

【問合先】北海道後期高齢者医療広域連合（☎ 011-290-5601）　役場国保年金係（☎ 76-8013）

介護保険負担限度額認定申請について

特別養護老人ホームなどの介護保険施設やショートステイを利用すると、介護サービス費用のほかに、「食費」や「居住費」なども自己負担することとなりますが、住民税非課税世帯で、預貯金などが利用者負担段階別に応じた金額以下の方については、申請により「食費・居住費」が所得に応じた負担限度額に設定されます。

また、令和３年８月からは「第３段階」が細分化されるほか、負担限度額のうち食費が一部変更となります。

■利用者負担段階と負担限度額

（令和３年８月～）

利用者負担段階			居住費等の負担限度額						
			部屋代					食　費	
			多床室	従来型個室		ユニット型準個室	ユニット型個　室	施　設サービス	短期入所サービス
所得の状況		預貯金などの資産状況		特養等	老健・療養等				
第１段階	・住民税非課税世帯で、老齢福祉年金を受給している方 ・生活保護を受給している方など	単身 1,000 万円 夫婦 2,000 万円 以下	0円	320円	490円	490円	820円	300円	300円
第２段階	住民税非課税世帯で、公的年金等収入金額（非課税年金を含む）・その他の合計所得金額の合計が、年間80万円以下の方	単身　650 万円 夫婦 1,650 万円 以下	370円	420円	490円	490円	820円	390円	600円
第３段階	①　住民税非課税世帯で、公的年金等収入金額（非課税年金を含む）・その他の合計所得金額の合計が年間80万円を超えて120万円以下の方	単身　550 万円 夫婦 1,550 万円 以下	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円	650円	1,000円
	②　住民税非課税世帯で、公的年金等収入金額（非課税年金を含む）・その他の合計所得金額の合計が、年間120万円を超える方	単身　500 万円 夫婦 1,500 万円 以下						1,360円	1,300円
第４段階	・住民税課税世帯の方 ・預貯金額が、利用者負担段階別に応じた金額以上の方		負担限度額なし （負担額は施設と利用者の契約により決まります）						

※住民税非課税世帯は、世帯全員のほか、別世帯に配偶者がいる場合は、その配偶者も住民税が非課税である必要があります。

■介護保険負担限度額認定の制度を利用するには申請が必要です

申請後、対象となった方には「介護保険負担限度額認定証」が発行されます。

【申請時に必要なもの】

・介護保険負担限度額認定申請書
・同意書
・印かん（スタンプ印不可）
・本人及び配偶者の預貯金〔普通・定期〕通帳（直近２ヶ月以内に記帳されたもの）、有価証券などのコピー
※本人及び配偶者名義のすべての通帳についてコピーが必要です。

【問合先】りふれ介護支援係（☎ 82-5555）